Information Board 情報掲示板

国税専門官募集のお知らせ

■受験資格
①昭和59年4月2日～平成5年4月1日生まれの方。
②平成5年4月2日生まれの方で大学を卒業したなど別に定める方。
■受付期間
①インターネット受付
　4月1日～4月14日
②郵送又は持参
　4月1日～4月2日
※原則インターネットをご利用ください。
■試験日
　第一次試験　6月8日
　第二次試験　7月15日～23日の指定する日

【お問い合わせ】
〇申込専用アドレス
http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html
北見税務署総務課
Tel　0157・23・7151

確定申告書の内容が間違っていたときは

提出した確定申告書に、計算誤りや申告漏れなどの申告内容に誤りがあることに気付いた方や、うっかり確定申告書の提出を忘れている方はいませんか？もう一度ご確認ください。

〇**税額を多く申告**していたことに気付いたときは
⇒「**更正の請求書**」を提出して正しい税額への訂正を求めることができます。
〇**税額を少なく申告**していたことに気付いたときは
⇒「**修正申告書**」を提出して正しい税額に修正してください。
☆確定申告書の提出を忘れていたときは、速やかに提出してください。詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ】
北見税務署
Tel　0157・23・7151

エゾシカ有害駆除が実施されます！

エゾシカによる農産物などの被害を軽減するため、猟友会佐呂間部会及び若佐部会の協力を得て、佐呂間町一円で4月上旬から10月下旬にエゾシカ駆除を実施します。
実施箇所では看板を設置していますので、入山する際は看板の確認や実施個所かどうかを役場経済課にお問い合わせください。

【お問い合わせ】
役場経済課林務係　Tel　2・1200

町営住宅空家状況

3月17日現在の町営住宅空家状況をお知らせします。
＜随時入居可能な町営住宅＞
■栄団地
2階建3LDK　1階2戸15,300円～
■若佐第1団地
2階建2LDK　2階1戸22,000円～
■若佐第2団地
2階建3LDK　2階1戸15,700円～
※上記の他にも入居可能な住宅がありますので詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ】
役場建設課管理係　Tel　2・1210

ふれあいバス時刻変更・ルート変更のお知らせ

ふれあいバススクール3号（大成・共立線）は、大成地区から影の沢地区を経由し、共立地区に入る経路で運行していましたが、4月1日から共立地区から影の沢を経由し、大成地区に入る経路に変更となります。
運行経路が逆回りとなりますので、通過時刻が変更になる個所があります。時刻については既に配布されている、ふれあいバス時刻表をご確認ください。また、詳細についてはお問い合わせください。

☆4月1日からの運行ルート概要
ターミナル⇒若佐地区⇒共立地区⇒影の沢⇒大成地区⇒若佐地区⇒ターミナル
※通過場所の変更はありません。

【お問い合わせ】
役場町民課バス運行係
Tel　2・1213
バスターミナル　Tel　2・3553

自衛官を募集しています！

■募集種目　一般幹部候補生
■応募資格
　日本国籍を有し、平成27年4月1日現在、次に該当する方
①大学院を2年以上修め、修士の学位を受けた28歳未満の方。（学位取得見込み含む）
②大学を卒業した20歳以上22歳未満の方。（卒業見込み含む。短大卒は除く。）
■受付期間　4月25日まで
■試 験 日　5月10日
　　　　　　5月11日（飛行要員）
■初 任 給　大卒　214,900円
　　　　　　大学院卒　232,000円
■賞与・休日休暇
　期末勤勉手当年2回・週休2日制・年末年始休暇・夏季休暇など
【お問い合わせ】
自衛隊旭川地方協力本部遠軽地域事務所　Tel　0158・42・6616
役場町民課住民活動係
Tel　2・1213

70～74歳の方の医療費負担割合が見直されます

国民健康保険に加入している70歳から74歳の方に交付されている「国民健康保険高齢受給者証」の窓口負担割合は、現在、法律上2割となっていますが、特例措置によりこれまで1割負担とされていました。平成26年度からは、より公平な仕組みとするため、この特例措置が下記のとおり見直されることとなりました。
見直しにあたっては、高齢者の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されます。
■見直し対象者
　平成26年4月2日以降に70歳になられる方。
※誕生日が昭和19年4月2日以降の方。
■見直し内容
　70歳の誕生月の翌月の診療から窓口負担が2割になります。
※ただし、各月1日が誕生日の方はその月。
例）4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。
※ただし、一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担となります。
■すでに70歳を迎えられている方
　誕生日が昭和19年4月1日以前の方。
〇平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません。ただし、一定の所得がある方はこれまでどおり3割負担となります。

【お問い合わせ】
役場保健福祉課医療保険係　Tel　2・1212

知来ごみ処理場のお知らせ

知来の一般廃棄物最終処分場は、下記の期間、休みとなります。

☆**一般廃棄物最終処分場は**
5月3日～5日 休みです。

■通常開放日　火・水・金・日曜日
■開 放 時 間　4～10月　8時～17時
　　　　　　　11～3月　9時～16時

【お問い合わせ】
役場町民課生活環境係　Tel　2・1213

山での事故を防ぐために

春の〝ヒグマ特別月間〟4/5～5/11

■ヒグマに遭遇しないために
☆野山に入る前に
役場や土地管理者などに事前にヒグマの出没情報を確認し、出没情報などがある場所への立入はやめましょう。
☆ヒグマに出会わない工夫を
出没が予想される野山では、集団で行動しましょう。見通しの悪い場所では笛を吹くなどし、特に、早朝や夕方、濃霧時は注意しましょう。
☆野山での飲食の際に
臭いの強い食料はヒグマを引き寄せる場合があるので、控えましょう。野山にゴミを捨てたり埋めたりせずに残飯、空き缶などのゴミは必ず持ち帰りましょう。
☆住宅地や農地周辺の注意
人間の食物はヒグマにとってもごちそうです。郊外の墓のお供え物や放置された農作物、廃棄物を餌としてヒグマが居着いてしまった事例が報告されています。
■ヒグマに遭遇したら
☆まず落ち着く
あわてず、落ち着いて行動しましょう。特に、走って逃げると追いかけてくることがあるので危険です。
☆ヒグマを刺激しない
ヒグマが気付いていないようであれば、静かに立ち去りましょう。距離が近い場合は、視線をそらさずゆっくりと後退してください。
☆持物を取られたら
持物をヒグマにとられたときは、あきらめましょう。

山菜取りの心構え5か条

なれた山でも、〝隠れた危険〟があります。次のことに心がけて山菜採りなどを楽しんでください。
①家族などに行先と帰宅時間を知らせましょう！
「自分だけの秘密の場所だから」では、万が一の場合、捜索が遅れることになります。行先、帰宅時間などを知らせてから出かけましょう。
②単独での入山を避け、二人以上で行動しましょう！
万が一迷ったら、一人では救助を求めることもできません。二人以上で入り、たえず声を掛け合いお互いの位置を確認しあうことが大切です。
③服装は目立つ色にしましょう！
白や黄色、蛍光色の服装がよく目立ち、救助隊やヘリコプターから発見されやすくなります。
④携帯電話や非常食、クマよけなどを携行しましょう！
鈴やラジオなどの音の出るものはクマよけや自分の位置を知らせるのに役立ちます。飴やチョコレートなどは非常食になります。また、非常の場合の連絡用として携帯電話を持ちましょう。
⑤迷ったときは無理せず、落ち着いて行動！
迷ったときは、むやみに歩き回らず、体力の消耗を抑え、落ち着いて捜索隊を待つなど慎重な行動が必要です。万が一の場合、発見されやすい視界の開けた場所、野宿に適した場所を早めに探すことが大切です。

〝臨時福祉給付金〟・〝子育て世帯臨時特例給付金〟のお知らせ

4月から消費税率が引上げられることに伴い、次の給付金が7月以降に支給されます。

『臨時福祉給付金』
所得の低い方への影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として給付金を支給します。
■給付対象
平成26年度分町民税（均等割）が課税されていない方。
※ただし、扶養されている方で、扶養者が課税されている場合、また、生活保護制度の被保護者となっている方は対象外となります。
■給付額
○給付対象者一人につき、1万円
○給付対象者で老齢基礎年金などを受給されている方は5,000円を加算

『子育て世帯臨時特例給付金』
■給付対象
児童手当（特例給付を除く）の1月分の支給を受けた方。
※『臨時福祉給付金』の受給対象の方は対象外となります。
■給付額
○対象児童1人につき1万円

☆両給付金の共通項目
■佐呂間町での給付要件
○平成26年1月1日現在で佐呂間町の住民基本台帳に記載されている方。
⇒佐呂間町での手続きとなります。
○平成26年1月2日以降に佐呂間町に転入された方など。
⇒平成26年1月1日現在に住民基本台帳に記載されている市町村で申請手続きすることとなります。
■申請について
申請時期は7月上旬を予定しています。申請方法については、改めて広報や回覧などで周知します。

◆詐欺にご注意ください！
『臨時福祉給付金』及び『子育て世帯臨時特例給付金』の申請はまだ始まっていません。現時点で、町や厚生労働省などの公的機関、給付業務委託機関を名乗る業者から、住民の皆さんに世帯構成や銀行口座番号などの個人情報の照会、申請手数料を振込むよう求めることは絶対にありません。給付を装った「振り込め詐欺」、「個人情報詐欺」にご注意ください。

【お問い合わせ】
役場保健福祉課社会福祉係　Tel　2・1213

いざというときの〝あんしんQRコード〟を知っていますか？

佐呂間町では、高齢者が外出などの際に緊急な事態が発生した場合、身元確認や家族への連絡を素早く行えるよう〝あんしんQRコード〟の普及に取組んでいます。QRコードはキーホルダーやバッジ、カードとして携帯していますが、いざというとき、その場に居合わせた方が自身の携帯電話を使ってQRコードを読み取る必要に迫られる場合があります。QRコードの読み取り方法は機種によって異なりますが、手順としては次のとおりです。
■QRコード読み取り方法
①携帯電話の機能の中から「バーコードリーダー」又は「バーコード」機能を選択します。
②接写（マクロ）モードにしてQRコードにカメラを近づけ、画面中央になるべく大きく写すようにします。
③自動で読み取る機種と「認識」ボタンを押す機種があります。
※読み取った情報は保存せずに削除してください。
☆作成料金は無料です！
☆入力できる情報は、氏名・住所・電話番号・通院先・緊急連絡先などが可能です。

■申込方法
役場保健福祉課、若佐支所、浜佐呂間出張所に申込書を設置していますので、必要事項を記入し提出してください。後日、作成した物品をお届けします。
【お問い合わせ】
役場保健福祉課　Tel　2・1212

「平成26年度健康カレンダー」を配布します！

自治会に加入されている世帯には、1世帯に1部、各衛生部長（地区により町内班長など）から配布されます。新しく転入された世帯や、自治会に加入されていない世帯など、配布されていない場合は、役場窓口に直接取りにきていただきますよう、ご協力をお願いします。
※1世帯に2部の配布はお断りしていますのでご了承ください。
◆カレンダーの主な掲載内容
（平成26年4月～平成27年3月）
○ごみ収集・し尿汲取日程
○各種健診（検診）日程
○乳幼児予防接種及び健康相談日程
○子育て支援事業日程
など

【お問い合わせ】
役場保健福祉課保健推進係
Tel　2・1212
役場町民課生活環境係　Tel　2・1213

特養職員募集します！

町では、下記のとおり特別養護老人ホームの職員を募集します。

■募集職種及び人員
介護職員（正職員）　若干名
■応募資格
介護福祉士、介護支援専門員の両資格を有する方
■応募方法
履歴書、介護福祉士証と介護支援専門員証の写しを持参又は郵送により提出
■採用予定年月日
6月1日（予定）
■応募締切　4月18日

【申込・お問い合わせ】
佐呂間町役場総務課総務係
Tel　01587・2・1211

総合公園・交通公園・小公園5月1日オープン！

バーベキューハウス

■使用できる時間
10時～19時（照明設備・電源なし）
■使用料
12人用コンロ　1台600円
6人用コンロ　1台300円
（12人用9台・6人用2台）
■申込方法
使用する3日前までに役場町民課生活環境係へお申込みください。
※焼肉用網、プレートは使用料に含まれますが、炭は持参してください。注意事項を守ってお使いください。

交通公園・鉄道記念館

■開館時間
9時～17時（休館日：毎週月曜日）
※展示場見学希望の方は「片平食堂」へお申込みください。
○片平食堂　Tel　2・3223

☆各公園に公衆トイレを設置しています。皆さんが気持ちよく使うためにマナーを守ってください。

【各公園に関するお問い合わせ】
役場町民課生活環境係　Tel　2・1213

児童扶養手当・特別児童扶養手当のお知らせ

『児童扶養手当』
■支給対象
次のいずれかに該当する満18歳未満（一定の障がいを有する場合は20歳未満）の子どもを育てている父子家庭又は母子家庭（所得制限あり）が対象です。
○父母が婚姻を解消した
○父又は母が死亡した
○父又は母が一定程度の障がいの状態にある
○父又は母の生死が明らかでない
○父又は母が1年以上拘禁されている
○母の婚姻によらないで生まれ、父がいない
■手当月額
1人目　全額支給　41,020円
一部支給　9,680～41,010円
※所得に応じて支給。
2人目　5,000円加算
3人目以降　一人につき3,000円加算

『特別児童扶養手当』
■支給対象
満20歳未満で、精神又は身体に障がいのある子どもを育てている父母（所得制限あり・子どもが施設に入所している場合は対象外）が対象です。
■手当月額
1級　49,900円　2級　33,230円

◆支給方法（両手当共通）
認定請求をした日の属する月の翌月から開始され、支給事由を消滅した日の属する月分で終わります。なお、原則として手当は、毎年4・8・12月にそれぞれの前月分までが支給されます。
◆その他（両手当共通）
毎年8月に〝現況届〟が必要です。対象者には個別に通知します。
【お問い合わせ】
役場保健福祉課社会福祉係
Tel　2・1212

個人住民税に特例税率が適用されます！

平成26年度から、個人住民税の均等割額が年間1,000円（道民税500円、町民税500円）引上げられます。
実施期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間です。
税額引上げの増収分は、地方自治体の防災費用にあてられます。

■均等割額
○現行（平成25年度まで）
道民税　1,000円
町民税　3,000円
⇓
○実施期間（平成26～35年度まで）
道民税　1,500円
町民税　3,500円

【お問い合わせ】
役場企画財政課町民税係
Tel　2・1214

住宅の建築費、改修費の一部を助成します！
～佐呂間町住宅建設促進事業～

町では、持ち家住宅の促進と町内建設産業の振興、雇用の安定を図るため、町内の建設業者により行った個人住宅の新築・増改築・改修費の一部を平成 25 年度までの予定で助成してきましたが、さらに 5 年間延長することとしました。

■期　　間　平成 31 年 3 月 31 日まで
■対　　象
○町内に居住されている方。
○町外から定住を目的に転入される方。
○助成対象住宅に引続き 5 年以上居住することを確約する方。

◆対象住宅
○町内の建設業者により、個人の住宅を町内に新築、増築、改築、改修する住宅。
○既存住宅の改修については、改修費用が 50 万円以上のもの。（消費税を除く）
☆住宅改修については次のものが対象となります。
○主要構造部の耐久性及び安全性を向上させる工事
○土台・梁・柱などの改修、筋かい・火打ちなどによる構造補強、外壁・屋根の改修又は塗装
○住宅の居住性を良好にするための工事、衛生上必要な工事
○間取りの変更、段差解消、断熱改修、台所・浴室などの改良、建具の取替、壁紙の張替など
☆対象とならない改修
●住宅改修を伴わない設備機器の設置、取替など

◆助成内容
○新築、増築、改築については、1 ㎡当り 15,000 円
　⇒限度額 200 万円
○改修住宅は、改修費の 1/10 ⇒限度額 100 万円
○増改築を伴う改修工事⇒限度額 200 万円
※千円未満の端数があるときは切捨て
◆交付の条件など
○同一住宅及び同一人について、限度額の範囲内。
※一度補助対象となった工事個所については補助対象外。
○移転補償などによる新築、改修ではないこと。
○対象者と同居する全ての者が、町税などを滞納していないこと。
○工事着手前の住宅
◆手続きなど
①住宅の新築、改修などを検討されている方は、まずご相談ください。
②申請書の提出。（見積書、図面、工事前の写真などを添付）
③工事内容の審査、現地確認をし、交付対象住宅の可否を決定。
④交付対象住宅の決定通知書が届いてから工事に着手。
⑤工事が完了したら、実績報告書を提出。（完成写真、領収書の写しを添付）
⑥申請どおり工事が行われているかを確認。
⑦補助金額を確定し交付決定。
⑧補助対象者からの請求により補助金を支払います。
【お問い合わせ】
役場経済課商工観光係　Tel　2・1200

退職（失業）による特例免除制度

厚生年金に加入していた方が 20 歳以上 60 歳未満で退職（失業）すると、役場で国民年金の第一号被保険者になるための手続きを行い、月額 15,250 円の保険料を納めることになりますが、保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。特例免除制度を利用すると、保険料を納めなくても、免除された期間は次のように扱われます。
①老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間に算入されます。
②老齢基礎年金の 1/2 の年金額が保障されます。
③障がい基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。
◆退職（失業）時の特例免除制度
本年 4 月からの制度改正により特例免除の対象期間が拡大され、失業の前月から失業した年の翌々年の 6 月までの期間について特例免除制度を利用できます。この特例免除では、通常は審査の対象となる本人の所得の状況を除外して審査が行われます。ただし、配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。
※退職には自己都合退職も含まれます。

◆手続き
特例免除の申請は、役場町民課戸籍年金係で行うことができます。手続きに必要なものは①年金手帳又は納付書など基礎年金番号がわかるもの、②認め印（本人が署名する場合は不要）、③失業していることを確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険受給資格者証。離職票など）です。
◆被扶養配偶者の方
厚生年金加入者の 20 歳以上 60 歳未満の被扶養配偶者の方は、配偶者の退職（失業）によって、国民年金の種別が、第三号被保険者から第一号被保険者に変わり、保険料の納付義務が生じます。（この場合も役場で手続きが必要です。）
この被扶養配偶者だった方も、配偶者の方が退職（失業）時の特例免除に該当すれば、同時に免除申請をすることによって、免除が認められることになっています。なお、免除された期間については、10 年以内に〝追納〟をして、老齢基礎年金の年金額を増やすこともできます。免除制度と追納制度の詳細についてはお問い合わせください。

【お問い合わせ】
北見年金事務所　Tel　0157・25・9635

トーヨータイヤを購入するとふるさと商品券がもらえます！

町内のトーヨータイヤ取扱店で「トーヨータイヤ」を購入した町民に、佐呂間町商工会が発行する「ふるさと商品券」を助成しています。
◆キャンペーン期間　平成 31 年 3 月 31 日まで
◆対　　象　佐呂間町民で、個人が使用する車両のタイヤを購入した方。
※乗用車又は最大積載量 2 トン以下の貨物車に限る。
◆助成内容　1 本の購入金額（税込）によりふるさと商品券がもらえます。

☆購入金額	☆もらえる商品券額
○ 7,500 円未満	⇒ 1,500 円分
○ 7,500 円以上 1 万円未満	⇒ 2,000 円分
○ 1 万円以上 15,000 円未満	⇒ 2,500 円分
○ 15,000 円以上 2 万円未満	⇒ 3,000 円分
○ 2 万円以上	⇒ 3,500 円分

◆引き換え方法
販売店備付の購入書・引換証に証明をいただき、佐呂間町商工会へ提出してください。
※この事業は町と東洋ゴム工業の協力、支援により実施しています。
【お問い合わせ】　佐呂間町商工会　Tel　2・3448

遠軽地区広域組合 技術職員募集

遠軽地区広域組合では、広域 3 町（遠軽・湧別・佐呂間）で整備する一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）の平成 29 年 4 月稼働に向け、建設事業を進めています。新規事業に伴い次のとおり技術職員を募集します。

■採用人員　技術職員 1 名（廃棄物・し尿処理施設担当）
■受験資格
昭和 50 年 4 月 2 日以降生まれの方で、廃棄物処理に従事経験（学歴の場合要件有）があり、かつ、（一財）日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習（ごみ処理又はし尿処理施設コース）を修了又は修了見込みの方。
■申込方法
提出書類を持参又は郵送。郵送の場合、封筒に試験申込書在中と記載してください。
※受験資格詳細、提出書類についてはお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。
■申込期限　7 月 31 日（木）必着
■試験方法　筆記試験及び面接試験（8 月下旬予定）
※申込者には案内ハガキを送付します。
■採用予定　10 月 1 日
【申込先・お問い合わせ】
遠軽地区広域組合総務課（ごみ焼却施設建設準備室）
〒 099・0492　紋別郡遠軽町 1 条通北 3 丁目 1 番 1 号
Tel　0158・42・7600
○ホームページ　http://www.engarukouiki.jp/

4 月は粗大ごみ収集月です

4 月は粗大ごみの収集月です。決められた収集日、ごみステーションに出してください。

■各地区の収集日
8 日（火）　栄地区・富武士
9 日（水）　宮前町・永代町・幸町
12 日（土）　知来・仁倉・浜佐呂間・幌岩・浪速
23 日（水）　若佐地区・若里
26 日（土）　北・東・西富

■粗大ごみの出し方
粗大ごみは有料です。必ず粗大ごみシールを購入し、シールを貼って出してください。シールが貼られていない場合は回収できません。粗大ごみシールは有料ごみ袋を販売している町内のお店で販売しています。

■処理料金（一辺の長さによる）
○「1 m未満」
200 円の粗大ごみシール
○「1 m以上 2.5 m以下」
400 円の粗大ごみシール

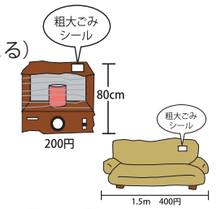

■ごみステーションに出せない粗大ごみ
○「ごみ分別の手引き」で町が処理できないものとしているもの及び長さ 2.5 mを超えるもの又は重さが 60 kgを超えるもの。
○家電リサイクル対象機器：テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、パソコン。
○産業廃棄物に該当するもの。
※粗大ごみは必ず決められている（町内会や自治会）ところを使用し、朝 8 時までに出すなどルールを守りましょう。

【お問い合わせ】
役場町民課生活環境係　Tel　2・1213

ご寄附　ありがとうございます

■社会福祉協議会
▼香典返しを廃して
幸　町　田中　ハル子　さん
富武士　相原　正信　　さん

▼福祉事業に対して
（株）ドリームフロンティア
代表取締役　髙橋　俊道　様